

## 随意契約理由書

件 名	義務教育学校港島学園校舎整備ガス設備工事
契 約 の 相 手 方	奥村組土木興業株式会社 神戸支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 随意契約の理由

本工事は、義務教育学校港島学園校舎整備に伴うガス設備工事である。  
ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク株式会社の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク株式会社のみが可能である。  
しかしながら、同業者は工事監理を満足に行うための体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。

担 当 部 署 ( 問 合 せ 先 )	建築住宅局設備課機械係	(電話番号 078-595-6601 )
------------------------	-------------	----------------------

## 随意契約理由書

件 名	中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築ガス設備工事
契 約 の 相 手 方	奥村組土木興業株式会社 神戸支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 随意契約の理由

本工事は、中央卸売市場本場冷蔵庫棟新築に伴うガス設備工事である。  
ガス設備工事の施工については、ガス事業法第61条1項、同法193条、及び同法第48条による大阪ガスネットワーク株式会社の一般ガス供給約款12-(1)に定める所により、ガス導管事業者である大阪ガスネットワーク株式会社のみが可能である。  
しかしながら、同業者は工事監理を満足に行うための体制を有しないため、同業者と業務委託基本契約を締結し、同業者が業務を委任する上記業者と随意契約を行う。

担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課機械係	(電話番号 078-595-6601 )
----------------	-------------	----------------------